

八女市訪問型サービスC事業実施要綱

(令和3年12月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、八女市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年12月1日決裁。以下「要綱」という。）第4条第1号アに規定する第1号訪問事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスC事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2条 事業の実施主体は、八女市とする。ただし、事業の全部又は一部を次に掲げる全ての要件を満たす事業者に委託することができる。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47第4項の厚生労働省令で定める基準に適合する者
- (2) 次に掲げるいずれかの資格を有する者(以下「保健医療の専門職」という。)を1人以上配置する事業者
 - ア 理学療法士
 - イ 作業療法士
 - ウ 言語聴覚士
 - エ 管理栄養士
 - オ 歯科衛生士
 - カ その他市長が認める資格を有する者

(利用対象者)

第3条 事業を利用できる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 八女市に居住する者
- (2) 法第19条第2項に規定する要支援認定を受けた者又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)に規定する基本チェックリストで定める基準に該当する者
- (3) 事業の実施により、生活機能が向上し、自宅等での生活の継続が可能となることが見込まれる者
- (4) 法第7条第5項に規定する介護支援専門員が居宅を訪問すること等により、対象者の日常生活上の能力、生活環境等を評価し、対象者が自宅等での生

生活を継続するために解決すべき課題把握（以下「アセスメント」という。）が行われている者

- (5) 介護支援専門員等に対し、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）を依頼している者

（事業内容）

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保健医療の専門職が対象者の居宅を訪問し、アセスメントの結果の確認及び助言を行うこと。
- (2) 対象者が自宅等での生活を継続するために必要な生活環境の整備に関する助言、対象者及びその家族に対する地域の社会資源の紹介その他対象者の生活機能を高めるための支援を行うこと。
- (3) 対象者が自宅等での生活を継続するために必要な能力を得るための短期集中的な支援を行うこと。
- (4) 事業が終了した後も対象者がセルフケアマネジメントができるよう必要な支援を行うこと。

（利用期間及び回数）

第5条 事業の利用期間及び利用回数は、次に掲げる区分に応じ、対象者1人につき当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) タイプⅠ（通常型）

ア 利用期間 継続して3か月以内とする。

イ 利用回数 1週当たり1回を限度とする。

- (2) タイプⅡ（通所C特化型）

ア 利用期間 要綱第4条第1項第1号イに規定する第1号通所事業のうち通所型サービスC事業の利用開始時の前後2か月に当たる期間の一部を含み、かつ、当該事業の利用終了時の前後2か月に当たる期間の一部を含むものとし、通算して3か月以内とする。

イ 利用回数 4回を限度とする。

（利用の申請）

第6条 対象者又はその家族は、事業を利用しようとするときは、八女市訪問型サービスC事業利用申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに利用の可否を決定し、適当と認めるときは、八女市訪問型サービスC事業利用決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。ただし、事業の利用が適当でないと認めるときは八女市訪問型サービスC事業利用却下通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(利用期間延長の申請)

第8条 タイプI（通常型）に限り、その利用期間を延長する必要がある場合は、前条の規定により利用の決定を受けた者又はその家族は、八女市訪問型サービスC事業利用期間延長申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、利用期間の延長を市長に申請することができる。この場合において延長することができる期間は、3か月を限度とする。

(利用期間の延長)

第9条 市長は前条の規定による申請があった場合は、速やかに利用期間の延長の可否を決定し、適当と認めるときは、八女市訪問型サービスC事業利用期間延長決定通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。ただし、適当でないと認めるときは、八女市訪問型サービスC事業利用期間延長却下通知書（様式第6号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(利用料)

第10条 事業の利用料は、無料とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。